

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
	(1) 協議事項について.....	2
	① 令和8年度矢板市議会日程（案）について.....	2
	(2) 報告事項について.....	3
	① 塩谷広域行政組合議会について.....	3
	② 矢板市総合戦略の策定に係るパブリックコメントの結果について...	4
	③ 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について.....	5
	④ 財産の取得について（追認）	6
	⑤ 令和8年度当初予算の概要について.....	8
	⑥ 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について.....	14
	⑦ 矢板市手数料条例の一部改正について.....	15
	⑧ 矢板市手話言語条例に係るパブリックコメントの結果について...	16
	⑨ 矢板市墓苑条例の一部改正について.....	17
	⑩ 財産の取得について.....	18
4	その他	19
5	閉会	19

日 時 令和8年2月12日(木) 午前10時00分～午前10時44分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 総務部長
- ⑥ 総務人事課長
- ⑦ 財政課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長
- ⑩ 社会福祉課長
- ⑪ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑫ 経済部長兼商工観光課長
- ⑬ 建設部長
- ⑭ 教育部長兼教育総務課長
- ⑮ 上下水道事務所長兼水道課長

- 森 島 武 芳
- 印 南 洋 之
- 伊 藤 由 悟
- 村 上 治 良
- 高 橋 弘 一
- 佐 藤 賢 一
- 矢 板 洋 子
- 高 久 聡 子
- 高 橋 理 子
- 加 藤 清 美
- 柳 田 豊
- 山 口 武
- 和 田 理 男
- 佐 藤 裕 司
- 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 局長補佐
- ③ 副主幹

- 星 哲 也
- 清 水 ゆう子
- 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

- 議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10:00）
初めに市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

- 市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃より市政の発展と市民福祉の向上のために御尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題につきましては、矢板市総合戦略の策定に係るパブリックコメントの結果についてなど、盛りだくさんの9件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 令和8年度矢板市議会日程（案）について

- 議長 3、議題に進みます。(1)協議事項について、①について説明を求めます。
○議会事務局長（星 哲也） 令和8年度矢板市議会日程表（案）について御説明いたします。

日程表案の別紙のとおり予定させていただきました。この日程表案を参照の上、今後のスケジュールに御配慮くださるようお願いいたします。この日程案につきましては、やむを得ず変更となる場合がありますので、あらかじめ御了

承願います。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 (2)報告事項、①については副議長から御報告いたします。

○副議長 (小林勇治) 報告事項①について御報告いたします。

去る2月6日午後1時30分から「エコパークしおや」において、全員協議会が開催され、その後、第159回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案等については、報告第1号 管理者の専決処分事項報告について、専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について。報告第2号 管理者の専決処分事項報告について、専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について。報告第3号 管理者の専決処分事項報告について、専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について。議案第1号 管理者の専決処分事項承認について、専決第8号 令和7年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第2号)。議案第2号 管理者の専決処分事項承認について、専決第9号 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。議案第3号 管理者の専決処分事項承認について、専決第10号 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例。議案第4号 令和8年度塩谷広域行政組合一般会計予算。議案第5号 令和8年

度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算。議案第6号 令和7年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。議案第7号 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について。議案第8号 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正について。議案第9号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について。

以上の議案9件及び報告3件であります。いずれの議案も原案のとおり可決されました。詳細については、事務局に資料がありますので御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

②矢板市総合戦略の策定に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総合政策課長（村上治良） 矢板市総合戦略策定に係るパブリックコメントの結果について御説明いたします。

令和7年12月11日から令和8年1月13日までの期間で実施いたしましたパブリックコメントの結果でございますが、5人の方から32件の御意見をいただきました。意見に対する市の考え方につきましては、資料がございます別記様式第3号のとおりとなっております。意見の内容につきましては、総合戦略の全体的な視点からの御意見、記載されている文章の表現方法やアンケート調査について、KGI（重要目標達成指標）と本戦略での取組、具体的かつ細かな施策やパブリックコメントに関するものでございました。全般的には、おおむね好意的な御意見をいただいたものと捉えておりまして、総合戦略策定に向け背中を押していただいたものと考えております。

全体的な意見の中で、現在の計画であります総合計画と総合戦略を一体的に

策定しました「やいた創生未来プラン」との関連性について、いくつか御意見がございましたが、先月の全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、現在の戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのK P Iの目標値はおおむね達成している状況にあります。しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、それに伴う税収減など、様々な課題を抱え、消滅可能性自治体に該当してしまいました。こうした現状を踏まえ、これらの課題を克服するため、効率的かつ実効性のある政策を戦略として打ち立て、重点的に取り組んでいくこととした指針が今回の新しい総合戦略であることを特にお伝えしたいところになります。

今回、市民の皆様からいただきました御意見に基づく総合戦略の変更や修正はございませんが、いただいた御意見につきましては、今後、本戦略の重要施策を展開していく上で参考とさせていただくとともに、各種事業の実施段階で個別・具体的な検討ができるものがございましたら、取り入れていければと考えているところであります。なお、今回のパブリックコメントの結果につきましては、本日の全員協議会終了後に市ホームページで公開してまいります。

説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総合政策課長 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について御説明いたします。

概要につきましてはお手元の資料を御覧ください。まず、目的でございますが、現在、ふるさと納税でいただいた寄附につきましては、ふるさと納税基金にその全額を積み立てることとしておりますが、近年は特定の事業を実施するために寄附を募るクラウドファンディングのような形の寄附の事例が増えていくことから、ふるさと納税の活用の柔軟な運用を図ることを目的として今回改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、ふるさと納税による寄附は基金に積み立てることを引き続き原則とした上で、例外として寄附と同一年度に寄附金を活用する事業については、基金への積立てを要しないものとするものでございます。この改正によりまして、寄附から活用までの期間の短縮が可能になるなど、寄附者の思いに応えるための柔軟な運用が可能になるものと考えております。

なお、この条例改正につきましては、第 408 回定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしく申し上げます。

説明は以上となり、ありがとうございました。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④財産の取得について（追認）

○議長 次に、④について説明を求めます。

○総務部長（高橋弘一） 財産の取得について御説明いたします。

昨年度、令和 6 年 9 月第 398 回定例会におきまして、予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得に係る追認議案を 4 件提出いたしまして議決をしていただきました。その件を受けまして、議決が必要な財産の取得基準について全庁に

周知することや事務手続きにおきましては、議会の議決が必要なのか確認する項目を設けるなど、確認体制の強化を図ってまいりました。

今回の追認案件が判明した経緯でございますが、昨年12月第406回定例会議で議決をしていただきました一般会計補正予算（第6号）におきまして、小学校屋内運動場空調設備整備事業に係る債務負担行為の追加を行いました。こちらは、泉小学校と片岡小学校の体育館に譲渡特約付賃貸借契約でエアコンを整備する事業でございます。この事業を実施していく中で、賃貸借契約であっても、賃貸借契約の終了後に無償譲渡されるといった実質的に割賦販売と同等と認められる場合には、財産の取得として議会の議決が必要となることが関係法令等で確認されました。そのため、このような条件に該当する案件がほかにもないか調査した結果、記載の4件がございました。1件目は児童生徒用のタブレット端末、2件目は市内全域に設置されているLEDの防犯灯、3件目は小中学校に配置されている大型の液晶テレビ、4件目は小中学校の特別教室に設置されているエアコンでございます。いずれも賃貸借契約の終了後に無償譲渡されるものにつきまして、財産の取得として議会の議決が必要であるとの認識が当時はなかったことが原因でございます。大変申し訳ございませんでした。今後も確認体制を徹底いたしまして法令遵守に努めてまいります。

なお、これら4件に係る財産の取得につきましては、追認していただくため次の定例会議で議案を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤令和8年度当初予算の概要について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○財政課長（矢板 洋） 令和8年度当初予算（案）の概要について、御報告いたします。

令和8年度につきましては、厳しい財政状況の中におきましても事業を進めるための財源確保に努めまして、健全財政を図りながらの予算編成を行いました。また改めまして、令和8年度につきましては、次期総合戦略に基づく取組の開始年度となります。令和6年4月に本市が消滅可能性自治体に指定されて現在厳しい状況下にあります。次期総合戦略におきましては、中長期にわたって限られた資源を最大限に活用し、地域の持続可能性を高めることや、より柔軟かつ実効性の高い行政運営を推進していくこととしております。本市の持続可能性を高めるために必要な基盤を再整備しながら、時代とともに日々変化する市民の生活やニーズに即応できる体制構築を図ってまいります。そのため、本市が抱える課題の解決に向け注力する取組について、「稼ぐ」「人財投資」「社会資本投資」これら三つの政策領域に整理しまして、進めていくこととしております。今回は次期総合戦略に基づく第一歩としての取組を盛り込んだ予算となっております。

それでは、資料の1ページ1の「歳入歳出予算会計別一覧表」でございます。一般会計の予算額は169億8,200万円、前年度に比べ10億9,000万円6.9%の増となっております。なお、この予算規模につきましては、令和7年度の158億9,200万円を超えまして2年連続で過去最大となっております。増加した主な要因でございますが、令和7年度から建設工事に着手した東小学校施設整備事業に係る経費、乙畑市営住宅解体工事に係る経費、それから障害者総合支援事業に係る扶助費などの増加によるものでございます。特別会計につきまし

ては、四つの会計の合計で前年度に比べ 1.1%の減となっております。後期高齢者医療とハッピーハイランド矢板排水処理事業は増加いたしますが、介護保険と国民健康保険は減少しております。また、企業会計では水道事業は増加いたしますが、下水道事業は減少しております。一般会計と四つの特別会計、そして二つの企業会計を合わせました予算総額は、264 億 8,590 万円、前年度に比べ 10 億 9,790 万円 4.3%の増となっております。

次に、2の「一般会計歳入予算款別一覧表」でございます。主なものを御説明いたします。1款「市税」につきまして、このうちの個人市民税は景気動向の持ち直しや最低賃金改定等に伴う賃金上昇などから、引き続き給与所得の伸びが見込まれることや、農業所得の伸びが見込まれることから、5,800 万円 3.6%の増となっております。また、法人市民税は製造業や小売業、建設業などにおいて好調が見込まれることから、430 万円 1.5%の増となっております。固定資産税は新築家屋の増加や太陽光発電設備に係る償却資産の増加などにより、3,000 万円 1.3%の増となっております。軽自動車税は令和8年4月以降に登録となる軽自動車に係る環境性能割が廃止されることを見込みまして、280 万円 2.4%の減となっております。市税全体では 47 億 6,900 万円となりまして、8,900 万円 1.9%の増となっております。次に、2款「地方譲与税」は、地方揮発油譲与税において暫定税率の廃止に伴う減少を見込みまして、300 万円 1.7%の減となっております。次に、9款「環境性能割交付金」は、令和8年4月以降に登録となる自動車に係る環境性能割が廃止されることを見込みまして科目設置予算としております。次に、10款「地方特例交付金」は、地方揮発油税に係る暫定税率の廃止に伴う減収分並びに自動車税及び軽自動車税に係る環境性能割の廃止に伴う減収分に対する国からの減収補てん分の増額を見込みまして、2,100 万円 66.9%の増となっております。次の11款「地

方交付税」は、国の地方財政計画において増加となっているため、1億4,500万円4.8%の増となっております。次に、15款「国庫支出金」は、障害者自立支援給付費負担金、施設型等給付費負担金、市街地整備事業費補助金、小学校給食費負担軽減補助金などの増加により、1億7,900万円8.3%の増となっております。次の16款「県支出金」は、障害者自立支援給付費負担金や障害児給付費等負担金、施設型等給付費負担金などの増加により、4,900万円4.2%の増となっております。次に、17款「財産収入」は、旧きずな館の市有地売却収入が減少することにより、4,300万円50.2%の減となっております。次に、19款「繰入金」は、財政調整基金からの繰入金は減少しますが、東小学校施設整備事業に伴う公共施設整備基金からの繰入金が増加したことにより、1億4,200万円15.6%の増となっております。次に、21款「諸収入」は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金や旧きずな館に係る県道拡幅に伴う物件移転補償費の減少により、1億4,900万円23.4%の減となっております。次の22款「市債」は、乙畑市営住宅解体工事や東小学校施設整備事業、文化会館解体工事の増加により、6億300万円38.1%の増となっております。表の下から2行目の「自主財源」は、市税が増加するほか、繰入金の増加により金額は増加しますが、予算総額に占める割合は予算総額が増加したことなどにより、2.5ポイント減少し40.4%となっております。次の「依存財源」は、地方交付税や国庫支出金、市債などが増加しまして、予算総額に占める割合は2.5ポイント増加し59.6%となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。3の「一般会計歳出予算款別一覧表」でございます。2款「総務費」は、人事院勧告に伴う職員給与費が増加しますが、電子計算機管理運営事業などの減少やふるさと納税推進事業を7款

商工費に計上したことなどにより、6.2%の減となっております。次の3款「民生費」は、障害者総合支援事業や施設型等給付費などの増加により2.1%の増となっております。次の4款「衛生費」は、成人予防接種事業や新エネルギー利用促進事業の減少などにより6.6%の減となっております。次に、5款「労働費」は、勤労者対策事業において、女性のキャリアサポート業務を計上したことや、オンライン合同企業説明会運營業務の増加などにより43.2%の増となっております。次に、6款「農林水産業費」は、道の駅管理事業における道の駅やいた直売所の空調設備更新工事や、農地耕作条件改善事業の増加などにより8.8%の増となっております。次に、7款「商工費」は、ふるさと納税推進事業の商工費での計上や、企業誘致推進事業の増加などにより40.4%の増となっております。次に、8款「土木費」は、わかば通り整備事業や老朽公営住宅解体撤去事業の増加などにより11.3%の増となっております。次の9款「消防費」は、常備消防費負担金の増加などにより3.5%の増となっております。次の10款「教育費」は、東小学校施設整備事業や文化会館解体工事などの増加により22.0%の増となっております。

続きまして、4の「一般会計歳出予算性質別一覧表」でございます。1の「人件費」は、令和7年人事院勧告に伴う給料、期末・勤勉手当、地域手当等の増加や会計年度任用職員の報酬、期末・勤勉手当の増加により2.3%の増となっております。2の「物件費」は、文化会館解体工事や乙畑市営住宅解体工事などの増加により14.0%の増となっております。3の「維持補修費」は、橋りょう維持事業の減少などにより54.2%の減となっております。4の「扶助費」は、障害者総合支援事業や施設型等給付費などの増加により3.5%の増となっております。5の「補助費等」は、塩谷広域行政組合に係る負担金や企業誘致奨励金、市立小中学校給食費補助金などの増加により9.2%の増となっております。

ます。6の「普通建設事業費」のうち「補助事業費」は、市道木幡・東町3号線、上町・針生2号線に係る道路新設改良事業や、わかば通り整備事業などの増加により6.3%の増となっております。「単独事業費」については、東小学校施設整備事業の増加により22.2%の増となっております。「県営事業負担金」については、小山帰地区の県営中山間地域総合整備事業が令和7年度で完了することにより皆減となっております。また、「同級他団体施行事業負担金」については、かさね橋の舗装修繕工事に係る大田原市発注工事に対する負担金でございまして皆増となっております。8の「公債費」については、償還元金が増加するほか、新規借入利率の上昇に伴って、償還利子も増加することにより4.3%の増となっております。表の下から2行目の「義務的経費」は、金額は前年度に比べ増加しておりますが、予算総額が増加したことなどによりまして予算総額に占める割合は前年度に比べ1.5ポイント減少し42.5%となっております。次の「投資的経費」は、前年度に比べ1.7ポイント増加し16.1%となっております。

続きまして、3ページから7ページは予算決算の状況などをグラフにしたものでございます。4ページの上の段「経常収支比率の推移」のグラフがございまして、経常収支比率は、財政構造の弾力性・柔軟性を判断するための指標でございまして、市税や地方交付税など、毎年経常的に収入される一般財源が人件費や扶助費など、毎年経常的に支出される経費にどの程度使われているかという割合を示すものでございます。この数値が低いほど自由に使えるお金が多く、臨時の財政需要に対して余裕があることとなります。令和8年度は、歳出において人件費や扶助費、公債費の義務的経費や塩谷広域行政組合負担金などの経常的経費が増加しますが、光熱水費などの維持管理経費については実績等を基に節減を図るべく過大見積りをせずに予算計上することや、歳入においても市

税や地方消費税交付金、地方交付税などの経常一般財源が増加することにより、令和7年度の見込比率から若干改善する見通しでございます。しかし、過去の比率と比較しますと過去最高となった平成20年度の95.8%、それに次ぐ令和7年度見込の94.6%に次いで高い比率であり、財政構造の弾力性が少なくなっている状況でございますので、引き続き歳入の確保や経費節減に努めてまいります。

続きまして、8ページからの「主要事業一覧表」でございます。この一覧表は、款別にまとめたものでございまして、表の右側の「主要事業」の欄には、事業名を記載しております。そして、新規事業は隅付き括弧でくくっております。また、普通の括弧でくくった部分には、補足説明を記載しております。

16ページからは、令和8年度の新規事業として、「一般会計」と「特別会計」「企業会計」の新規事業をまとめております。この新規事業のうち主な事業につきましては、1月の全員協議会で資料を提出しております。

20ページからは、次期総合戦略に基づく三つの政策領域ごとに主要事業を取りまとめた資料となっております。

以上、簡単ではございますが、令和8年度当初予算（案）の概要でございます。この予算（案）につきましては、第408回定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

○伊藤議員 質問というよりも冒頭の表現の仕方についてですが、「消滅可能性都市に指定された」という表現をされていましたが、これは「消滅可能性自治体として公表された」というのが正しい表現ではないかと思えます。これは社人研で出されたものですよね。Web上で見ても指定したという文言は使わ

れてないと思います。指定というのはあくまでも国のほうからこういう都市に指定しますよとか、そういうことであって、また、ここで皆さんにお願いしたいのですが、例えば公の場で指定されたということは表現としては正しくないのではないかと思います。私どもが一般質問するときには「指定された」とは書いていませんし、「公表されました」程度に留めているので、できればこれは庁内で統一していただきたいなと思います。

以上です。

○財政課長 先ほど「指定されまして」と申し上げましたが、確認いたしまして表現のほうを変えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 そのほか、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○税務課長(高久聡子) 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について御報告いたします。

子ども・子育て支援制度の創設に伴い、令和8年度から国民健康保険税の既存の区分に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を追加するため、矢板市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。子ども・子育て支援納付金分の税率、税額の設定については、県の国民健康保険運営方針に基づき、「所得割」「均等割」「平等割」の3方式とし、また、県が示す標準税率を参考に設定いたしました。今回新たに18歳以上の均等割額が創設されました。これは子ども・子育て支援制度が少子化対策に係るものであることから、

子供が居る世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る均等割額を10割軽減するもので、この軽減された均等割額を18歳以上の加入者で負担する仕組みとなります。

改正の内容としましては、所得割額を0.3%、均等割額を1,200円、18歳以上の均等割額を100円、平等割額を800円にしようとするものでございます。また、この税額及び税率とした場合の一人当たりの平均年税額は3,173円、一人当たりの平均月額264円となる見込みでございます。施行日は令和8年4月1日からとなります。

なお、この改正案につきましては、去る1月16日に矢板市国民健康保険運営協議会へ諮問し、1月29日に諮問のとおり承認をする旨の答申をいただいております。

つきましては、3月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦矢板市手数料条例の一部改正について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○税務課長 矢板市手数料条例の一部改正について御報告いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等の制定により、税システムの標準化に伴い名寄帳の様式が変更になるため、矢板市手数料条例の一部を改正するものであります。改正の内容としましては、現行の名寄帳の様式はA3用紙1枚に土地14筆、家屋4棟を記載できるものですが、標準化後はA4

用紙1枚に土地と家屋を合わせて最大4物件が記載できるものに変更となります。現行の規定におきましては、交付枚数1枚につき300円としておりますが、今回の改正により、課税年度ごと1納税義務者当たりの名寄帳の枚数にかかわらず、交付手数料を300円とするものであります。施行日は令和8年4月1日からとなります。

この改正案につきましては、3月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧矢板市手話言語条例に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○社会福祉課長(加藤清美) 矢板市手話言語条例制定に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

令和7年11月13日から令和7年12月19日までパブリックコメントを実施し、4人の方から8件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の内容は条例の文言に対する御意見が2件、具体的な施策等に関する御意見が6件ございました。それぞれの御意見に対する市の考え方は別記様式第3号のとおりとし、基本理念を定める本条例の原案の修正は行わないことといたしました。

今回のパブリックコメントの結果につきましては、本日の全員協議会終了後に市のホームページにて公開いたします。

なお、本条例案につきましては、第408回定例会議に議案として提出いたし

ますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨矢板市墓苑条例の一部改正について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○生活環境課長(柳田 豊) 矢板市墓苑条例の一部改正について御報告させていただきます。

資料を御覧いただきながら、お聞き取りください。最近の長峰墓苑に関する相談状況でございますが、墓苑の利用者がお亡くなりになられ、遺族の方が相談に来られる中には、先祖からの既存の一般墓を今後も継続使用していくためのお墓の手続き、いわゆる承継についてのお問い合わせなどの要望が多くなっている現状でございます。その承継に関する要望内容といたしましては、現在墓苑条例第12条におきまして、使用区画は1利用者1区画に制限されておりますが、少子高齢化に伴い承継が困難となり、一人で父方や母方などの複数の一般墓区画を管理せざるを得ない状況になりつつあるため、複数区画を使用することについての要望が増えており、今回その承継を理由とする場合におきまして使用区画の制限を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。この区画の制限状況につきましては、県内他市町の状況を調査いたしましたところ、まず2市におきまして、承継による場合にのみ、複数区画を使用することが可能となってございました。そして、4市町が特定の方のみ複数区画の使用が可能となってございました。本市の改正案の内容といたしましては、条例

第12条に、「ただし、使用权を承継したときはこの限りではない」と追加する
ものでございます。

つきましては、3月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお
願いいたします。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑩財産の取得について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○教育総務課長（佐藤裕司） 財産の取得について御説明いたします。

第406回定例会議で議決をいただきました一般会計補正予算（第6号）で債
務負担行為の設定を行いました小学校屋内運動場空調設備整備事業は、泉小学
校及び片岡小学校の体育館に譲渡特約付賃貸借契約により、空調設備を整備す
る事業でございます。予定価格が2,000万円以上の財産の取得において、賃貸
借契約であっても物件が無償譲渡され、実質的に割賦販売と同等と認められる
場合は議会の議決が必要となります。

つきましては、財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得または処分に関する条例の規定により、3月定例会議に議案を提出する予
定ですので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。

なお、2月10日に開催しました公募型プロポーザルには2者の応募があり、
審査の結果、大和リース株式会社が優先交渉権者に決定し、随意契約により賃
貸借契約を締結する予定です。賃借料は、10年間で総額1億3,200万円にな

ります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4、その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 44)

令和 年 月 日

議長